

【感染症情報】日本における新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（フィリピン等からの入国・帰国時の隔離期間変更）（2022年1月7日発表）

-
- 2022/01/07 金 22:00

【ポイント】

- 1月7日、日本において新たな水際対策措置が決定され、フィリピンからのすべての入国者及び帰国者は、1月10日午前0時（日本時間）から、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。
- 日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

【本文】

1 1月7日、日本において新たな水際対策措置が決定され、フィリピンを「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国」及び「オミクロン株に対する指定国」として指定されることとなりました。

これにより、フィリピンからのすべての入国者及び帰国者（日本国籍者を含む）については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間待機（入国日を含めない）を求められることとなりました。

また、入国後3日目（入国日を含めない）に検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間の自宅等待機を求められることとなりました。

なお、外務省本省から別途「広域情報」で案内されており重複しますが、フィリピンからの入国者・帰国者の検疫期間が変更となったため、改めて当館から案内させていただきます。

2 日本への御帰国・御入国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

【関連情報】

- 外務省海外安全ホームページ
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（2022年1月7日発表）
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C003.html
 - ・水際強化措置に係る指定国・地域一覧（2022年1月7日時点）
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0107_list.pdf

（問い合わせ窓口）

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

- 出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）
電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

- 外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション
電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

- 海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）
<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

- （在外公館連絡先）
- 在フィリピン日本国大使館
住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila
電話：（市外局番 02）8551-5710
（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786
FAX：（市外局番 02）8551-5785
ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在セブ日本国総領事館
住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City
電話：（市外局番 032）231-7321 / 7322
FAX：（市外局番 032）231-6843
ホームページ：https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在ダバオ日本国総領事館
住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000
電話：（市外局番 082）221-3100
FAX：（市外局番 082）221-2176
ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html